**下諏訪商工会議所観光案内所「屋外出店スペース」利用規程**

**第１条（趣旨）**

この規程は「下諏訪商工会議所観光案内所屋外出店スペース」（以下、屋外出店スペースという。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

**第２条（目的）**

出店する事により、秋宮の参道に賑わいをつくり、地域の活性化に貢献することを目的とする。

**第３条（出店資格）**

「屋外出店スペース」に出店できる者は、次のものとする。

　（１）下諏訪を訪れた観光客のニーズに合った営業が可能な店舗。

**第４条（出店形態）**

「屋外出店スペース」の利用は下記の形態とする。

（１）飲食、物販、サービス店として利用

※飲食物を取り扱う場合は、保健所の許可、その他必要な許可・資格を取得していること。

（２）出店に関わるテント・備品等は出店者が持参すること。

**第５条（出店できる商品及びサービス）**

　（１）公序良俗に反しない商品及びサービス

　（２）必要な許可を取得し法令違反等のない商品及びサービス

　　※危険物、薬品類等当所が好ましくないと認めた商品は販売、展示等できません。

**第６条（申請）**

「屋外出店スペース」の出店希望者は、以下に定める書類を出店予定日の1ヵ月前迄に提出する。

 （１）出店申込書（様式第１号）を持参・ＦＡＸ・メールによる）

（２）その他当所が必要と認める書類（保健所の営業許可証）

**第７条（許可）**

出店希望者からの申請書類を確認し、面談による内容、意欲等を確認のうえ「誓約書」に同意いただき出店を許可する。なお、利用日は原則先着順とする。

**第８条（出店内容、時間、期間、管理）**

（１）申請した法人及び個人が申込書に記載した内容の営業をするものとする。

（２）出店希望者の出店時間は案内所の営業時間午前１０時～１６時（夏季１７時）迄の間に出店者が自由に設定できる。

（３）出店期間は、単位を１日とし、連続して５日迄の利用申込ができる。

（４）出店者は閉店後、忘れ物の確認及び清掃を行い施設の美化に努めること

（６）「屋外出店スペース」内で販売した商品及びサービス、店舗内での怪我、事故等についての責任は出店者に帰属するものとする。

**第９条（利用料金）**

　（１）利用料金は平日１日1，０００円、土日祝日１日２，０００円、申込時に現金で前払とする。

　（２）水道光熱費は、別途定めた金額を業務終了後に支払う。

（３）出店日を含めた３日以内のキャンセルは利用料金を返金しない。

**第１０条（事業損益の取り扱い）**

　「屋外出店スペース」に関する事業で発生した収益及び損失は、出店者に帰属するものとする。

**第１１条（許可の取消し）**

当所は、出店者が以下の各号に該当する場合は、第７条に定める許可を取り消すことができる。

　（１）申請書等に虚偽の記載があったとき

　（２）利用規程の内容に違反したとき

　（３）「屋外出店スペース」事業運営に大きな損失を与えると推測される場合

**第１２条（その他）**

　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、当所が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和５年６月１日から施行する。